

検察審査会の強制起訴権限実現前史

大 出 良 知

目 次

はじめに

- 1 検察審査会制度立案の経緯
 - 2 国会審議の経緯
 - 3 制度運用の隘路と改革への道
- むすびにかえて

はじめに

「検察審査会」（以下、「検審」ともいう）は、1948（昭和23）年7月12日に公布・施行された検察審査会法によって創設され、既に62年近い歴史を有する司法への国民参加制度である。検察官の権限行使の適正を図るという重要な役割を担ってきた。それにもかかわらず、これまでは必ずしもその存在自体もあまり知られていなかった。

そのため、突然、無作為抽選によって審査員に選ばれ呼び出された国民達は、一様に戸惑うことにもなっていた。しかし、多くの審査員は、地道に誠実に掌にあたってきたといわれ、その実績が、裁判員制度導入への基盤の一部になっていたといってもよい。

その制度が、昨（2009）年5月の裁判員制度の導入と時を同じくして、権限を強化されることになり、国民参加制度として、さらに実質を備えることになった。制度発足から長年月を経ての改革は、裁判員制度の導入と

同時であったことから窺えるように、刑事司法制度、ひいては司法制度の改革の一環として、わが国の司法に新たな時代を拓くものであった。

検審は、公職選挙人名簿からくじで選ばれた、任期6ヶ月の審査員11名が、検察官の不起訴処分を、申立あるいは職権で審査し、次の三つのうちいずれかの議決を行うことになる。具体的には、①起訴相当（起訴すべきである）、②不起訴不当（不起訴処分を見直すべきである）、③不起訴相当（不起訴処分は妥当である）、の三つである。後2者は、過半数で決められる（27条）が、①は、審査員の3分の2の8人以上の多数による必要がある（39条の5第2項）。今回の改正前には、①の起訴相当議決に法的拘束力はなく、検事正は、「その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴の手続をしなければならない」とするにとどめていた（旧41条¹⁾）。

しかし、改正によって、検察官は、①の議決については、速やかに、「公訴を提起すべきか否かを検討し」（41条1項）、②の議決については、速やかに、「当該公訴を提起しない処分の当否を検討し」（同条2項）、公訴を提起するか否かの処分を行い、その処分内容を議決を行った検審に通知しなければならない（同条3項）ことになった。

そして、①の議決について再度不起訴処分が行われたか、3ヶ月以内に何の処分も行われなかった場合に、検審当該処分の当否の審査を行わなければならない（41条の2第1項、第2項）。その結果、再度、起訴を相当と認めるときは、「起訴議決」をするものとする。「起訴議決」は、検察審査員8人以上の多数によらなければならない（41条の6第1項）。また、「起訴議決」をする場合には、検察官に意見を述べる機会を与えなければならない（同条第2項）。

検審が2度目に「起訴議決」を行った場合には、犯罪事実を記載し議決書を作成し（41条の7第1項）、管轄地方裁判所へ送付しなければならない（同条第3項）。議決書を受け取った裁判所は、弁護士を指定し（指定

された弁護士を通例「指定弁護士」と呼ぶ)、「起訴議決」事件の公訴提起・維持にあたらせる(41条の9—41条の12)。

起訴相当議決に関わる前述のような改革が目指した機能を十分に発揮するのに相応しい具体的な内容を備えているかについては、なお、慎重な吟味が必要であろう。そもそも、検審の審査が直截に効果を発揮するためには、2回の起訴相当議決を要求するのが適切といえるのか。「指定弁護士」に公訴の提起・維持を委ねることが妥当なのか。さらにこれらの問題は、検察が独占してきた公訴権限が、わが国の刑事司法に作り出してきた大きな陰を払拭するのに十分なものになっているのか、という視点から検討されなければならないであろう。

しかし、新制度の運用は、はじまったばかりであり、本稿では、今後の検討へ向けて主として起訴相当議決をめぐる改革の意義を確認するため、その前史をあらためて簡単に振り返り、今回の改正が如何なる射程を有するものであるかを確認しておくことにしたい。

1 検察審査会制度立案の経緯

検察審査会は、直接は太平洋戦争敗戦後の日本の民主化を目指した改革の中で、検察の民主化という期待を担って誕生した。

戦前から、検察官は、事件を刑事裁判の対象にする起訴(公訴)権を独占し、しかも起訴するか否かの裁量権(起訴猶予権限)をも掌握していた²⁾。さらに、戦時中に、検察官は、強制捜査権限をも掌中にし、刑事手続において絶大な権限を握ることになっていた。そのため、戦前・戦中における国家刑罰権行使による人権侵害の発生には、強力な権限を秘密主義的に行使した検察の責任が大きかった。

それゆえ、検察改革への胎動は、実は、戦前から始まっており³⁾、その延長線上に敗戦直後からの民間の法律家や法律家団体の間から生まれた

改革要求があった。その事情は、初期の対日占領政策の基調をなしたとされる1945年10月11日のマッカーサーの「五大改革の指示」の第4項目が、「秘密の検察及びその濫用が国民をたえざる恐怖に曝してきた諸制度の廃止」をあげたことによって加速されることにもなった。「五大改革の指示」を受けて、発足直後の幣原内閣が憲法改正へ向けて急遽発足させた憲法問題調査委員会においても、「憲法の規定を民主的ならしむるがために」、重大犯罪についての起訴権限を国民に委ねる大陪審の導入が提案されていた⁴⁾。

その大陪審の導入をはじめとして、検察の民主化の方策として提起された内容は、民間からの提起も含めれば、概ね、次のようなものだった。不法逮捕や拷問を根絶するための方策として職権濫用罪に関する起訴独占主義の修正や、職権濫用の罪については弁護士会にも公訴権を与えるという主張、検事の任期制、国家機関による公訴権限の独占に例外を設け私人にも起訴権限を与える、公訴提起の権限について公正を担保するための制度の創設、検事の公選制と地方分権化、等々であった⁵⁾。

これらのうちで、GHQ（連合国最高司令官総司令部）から日本政府に当初示されたのが、検察官の公選制と大陪審の導入であったといわれる。いずれについても日本政府の司法当局者の間には強い反対があったが、最近新たな資料によりあらためて確認されたところによると、GHQ内部も一致していたわけではなく、日本政府の反対論との調整をも含め、紆余曲折を経ることになった⁶⁾。

しかし、最終盤まで、GHQ内部では、検事公選制の採用を主張する意見が強く、それを避けるためには、「何等かの形で検事に対する国民のコントロール」が不可欠であることは動かなかった⁷⁾。そして、国民の代表者による「委員会の如きもの」に、検察官の不起訴処分を審査し、「検事をして起訴せしめる強制力を与える」ことが示唆された⁸⁾という。

その折衝にあたった当時司法次官だった佐藤藤佐は、「一般日本人」を

委員にすることは、大陪審同様無理であるとして反対した⁹⁾が、「国民の代表により構成されることは」は、GHQの絶対的要求であった。それに対して佐藤は、一般日本人の判断に拘束力を認めることが、不起訴処分を受けた者を不安にさせることを理由に抵抗した。その結果、委員を選挙人から選ぶことにし、その代わりに拘束力を否定することに落ち着いたといわれる¹⁰⁾。

佐藤は、後年、その経緯を次のように述べていた。大陪審については、既に審理陪審（小陪審）が導入され停止になっていたこともあり、「起訴、不起訴を決定するに全然素人の陪審員を以て決定させるということは、やはり日本の現状と致しましては、適当ではあるまいという結論を得まして、是非陪審を勘弁してもらいたいということを再三折衝致しまして、それでは起訴陪審に代わる何らかの検察事務の実行について民意を反映せしむる方法を考えたかどうか、ということで考え出されたのがこの検察審査会法の新しい制度」ということになったと¹¹⁾。また、「約半年間の間にももんで文字通りでっち上げた」、「諸外国にもその例のない」¹²⁾制度であるとも述べていた。

確かに、政府の抵抗によって「新しい制度」に落ち着いた。なんとして国民による直接的コントロールを避けたいという政府の思惑は、功を奏したかにも見える。しかし、この改革のスタートが、「秘密の検察及びその濫用」の改革であったこと、そしてその改革が、前述のような国内の様々な改革意見を背景にしていたことを看過してはならない。

2 国会審議の経緯

ようやく成案を得た検察審査会法案は、1948年3月27日に、第2回国会に提出され、衆参両院司法委員会で、5日間の実質審議を経て¹³⁾、7月5日に成立し、12日に公布され、即日施行された。法案成立に至る経緯か

らすれば、短時日の審議であり、従前審議経過については断片的に確認されるにとどまっていた。しかし、その内容は、この改革の意義を明確に意識した質疑や今日の問題関心に連なる論議をも看取することができるのであり、あらためていくらか詳しく確認してみることにする。

法案審議の冒頭に行われた鈴木義男国務大臣の提案説明は、前述したような日本政府側の改革への消極的姿勢を如実に示すような内容からはじまっていた。「日本國憲法の精神に鑑みますと、公訴権の実行に関しても、できる限り民意を反映せしめて、その適正をはかるのが至当と考えられるのであります。」(傍点筆者)¹⁴⁾と。すなわち、「できる限り」反映できればよいとも読めるのである。

しかし、衆議院司法委員会の審議でのやりとりは、前述した後年の佐藤の説明とも趣を異にし、より積極的に新制度の意義を位置づけようとする内容も持っていた。

検審に与えられる権限との関係で、審査員の能力確保のための資格制限を設ける必要はないかという元検察官の議員(明禮輝三郎)の質問に対して、政府委員として答弁に立った佐藤は、次のように答えている¹⁵⁾。

「やや専門的な事項であるから、お説もごもつともと思いますが、この制度は、日本の検察制度をできるだけ民主化せんとするものであり、一般の國民が陪審制度によつて裁判に参加すると同様、検察制度の中に一般國民の常識を取入れることに本案のねらいがあるのでありますから、くじによつて公平に選出された一般民衆に、検察審査制度に参加せしめることは、適当と考えます。」

しかし、他方で、検審の導入が従前の「不起訴処分が妥当なる運営をせられておらなかったというのであるか」との質問(花村四郎議員)に対しては、「従来検察の運営について妥当でなかつたというような考えから、それを救済する意味においてかような制度を考案したのではないのであります。先ほど申し上げましたように、従来といえども検察官は万人の声を

聴き、そして公正な立場において適切な処断をいたしてきたのでありますけれども、その制度の形において、いかにも検察官のみの判断によつて起訴、不起訴が決定されるような制度になつておりますので、専門家たる検察官が専門的な立場において、起訴、不起訴は決定するけれども、その間に一般民衆の声も反映させて、適切なる決定をさせたいという形の上においての民主的な検察の運営ができるようにという点を目標にいたしまして、かような法案を立案いたしましたのであります」とも答えている¹⁶⁾。

この発言には、前述した改革の出発点についての認識が全く欠落していることを看過するわけにはいかない。

総論での上述のような認識も前提としながら、各論の議論を整理してみることにするが、実質的に最大の争点になったのは、制度のあり様であり、議決の拘束力であった。それも衆議院司法委員会での議論が中心であり、同様の質疑が繰り返し行われているが、順を追って衆議院での主要なやりとりを関連する事項も含めて抜粋して確認しておくことにする。

まず、最初にこの問題について、検審の権威という観点からほぼ全体のトーンを貫く代表的なやりとりが行われているので、紹介しておこう。

松木宏委員 こういう制度をつくつて民主化するというには、相当権威あるものでなければならぬと思われるのですが、第47條に「検事正は、前條の規定により議決書謄本の送付があつた場合において、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴の手続きをしなければならない。」とあるが、この規定は、結局検事正の権限いかにある。審査会の議決は検事正の意見でどうしても左右せられる、こういうふうに解釈されるのであります。……そうなつてくると、議決をしても、ただ参考にして起訴すべきものと思料すればするし、しなくてもよいということになると、審査会はほとんど権威がないように思われるのですが、その点はどうでしょうか。

佐藤（藤）政府委員 その点は立案にあたりまして非常に問題になつた

点でござまして、仰せのように検察審査会の議決を参考にするというだけでは、検察審査会の権威がないではないかという御意見はごもつともでありますけれども、かような制度ができて、検察の民主化を目指しておる以上は、検事正はできるだけ検察審査会の意見を尊重して善処することを私どもは期待しておるのであります。しからば検事正がすべて検察審査会の議決通りに動いたらいいではないかというふうにも考えられるのでありますが、そういたしますと、つまり検察審査会の議決に盲従することになりますれば、検事正がその起訴、不起訴について責任を負うことができないことになるのでありまして、建前としては起訴、不起訴を決定し、その公訴維持することは、検事正の全責任をもつてやらなければならぬという建前で、検事正が起訴、不起訴を決定するにあたっては、検察審査会の意見を極力尊重する。こういう二つの建前を調和してかような立案になったのであります。

要は、検事正の全責任で判断する必要があるもので、拘束力を認めていないだけで、「検察審査会の意見を極力尊重する」のが、建前だということである。ということであれば、そのような制度にする必要はないのかというのが次のやりとりである。

花村四郎委員 まず不起訴処分に関してのみ民意を反映せしむるというようなことを考えられたようでありますが、むしろ進んでいわゆる起訴陪審に対して民意を反映せしむるという意味で、公訴権の実行に対する陪審制度というものを採用したらどうかと思うのでありますが、それはいかがでしょうか。

佐藤（藤）政府委員 検察の民主化の問題を解決するためには、仰せのように起訴陪審の制度をとるべきであろうという意見が、相当各方面から唱えられておるのであります。実はその問題を相当研究いたしましたのであります。英米においてもご承知のように起訴陪審の制度をとっておりますので、新憲

法のもとにおいて、わが國においてもひとつ起訴陪審をやつてみようじやないかという意見がかなりあつたのでありますが、從來の公判についての陪審制度を経験いたしましたその結果から見まして、どうもまだ日本において起訴陪審を採用する程度に至つておらないのではないか。いろいろな弊害がかえつて考えられるということから、一挙に起訴陪審の制度を採用する段階に至らなかつたのであります。そこで起訴陪審まではいかないが、何とか檢察の民主化をはかる途がないだらうかというところを考究した結果、この立案になつたのでありまして、仰せのように起訴陪審ということも有力な御意見ではありますけれども、日本の現在の状況としては、どうも起訴陪審をとるには時期尚早であらう、不適當であらうという結論から、かような案が生れたのであります。

起訴陪審、すなわち大陪審の採否については、前述の立案過程での政府当局の認識がそのまま示されているが、ここでは関連して、審査対象事項という観点からも、審査員の資格要件と絡めて次のような質疑が行われている。

花村委員 この不起訴処分は、むしろ起訴をするということよりも、よりむずかしい事柄であると申し上げてよかろうと思うのであります。要するに起訴をいたします方は、これは犯罪事実があることがきわめて明瞭であり、犯罪が成立するものと思料いたし得る場合において、起訴をいたしてまいればいいのでありますが、この不起訴処分の方は、刑事政策的の見地から、その被害者の経歴、あるいは性行、あるいは環境、あるいは家庭、あるいはその被害者の將來における関係、あるいは監督の関係といったような、あらゆる事情を総合考覈して、そうして刑事政策上の見地から決定をいたさなければならぬのでありますがゆえに、よほどこれはむずかしい事項に属するものであると申し上げてよかろうと思うのであります。従つてそう

いうむずかしい仕事でありますだけに、小学校以上の学歴をもつた者ということのみの条件では、そういう不起訴処分に対する問題を解決し得ないというふうなおそれがあるように思うのでありますが、その点はいかがでしょうか。

佐藤（藤）政府委員 検察官が被疑事件について起訴すべきかどうかということを決断するにあたりまして、犯罪の嫌疑がなくして不起訴処分にするという場合は、これは簡単であります、犯罪の嫌疑があるが、これを起訴すべきか、起訴猶予にするか、いわゆる不起訴処分にするかということを決めますのは、非常にむずかしいのでありまして、仰せのように犯罪の状況、犯人の性格、犯罪後の状況等に照らしまして、刑事政策的の見地から起訴、不起訴の処分を決断するのは非常にむずかしいことではありますけれども、検事の意見だけである起訴すべき事件を不起訴処分にしてしまうという場合が考えられるのであります。その検事の意見のみによつて起訴相当の事件を不起訴にするという不適当な取扱がありました場合に、何とかそれを適当なレールに乗せることが必要であらうというところから、かような立案になつたのであります、もし検事の一旦起訴処分に決定した事件を、検察審査会において審査の上、これを起訴相当か不起訴相当かを決定するについて、どうも専門的な知識がなければきめにくいというような場合には、専門家を審査会に呼びまして、そうしてその専門家の意見も十分聞いた上で、起訴、不起訴の適不適を決するよう道を開いておりますので、検察審査員の資格としては、小学校卒業以上というように、レベルを相当下げておりますけれども、社会一般人の声を聴くという意味合いにおいては、この程度の学識を標準として起訴、不起訴の当不当を決断させる、なお必要があれば専門家の意見を徴せしめるという道を開くことによつて、万全を期することができるのではないかというふうに考えられるのであります。

ここでは、嫌疑の有無についての判断よりも、刑事政策的判断に難しさ

があるという認識が示されているが、いずれにせよ資格要件を左右するほどの問題ではないとされていることが重要である。

さらに、2人の議員から、法的効果という視点（石川金次郎）や民意の反映という視点（石井繁丸）からも同様の質疑があったが、佐藤はいずれにも「検事正はどこまでもその検察審査会の意見を尊重して起訴、不起訴について善処することを期待しております」と繰り返し答弁していた。

以上のような、委員会審議を経て、財政的事情を理由とする審査員の選任手続、審査員候補者等の員数などについての修正を行い、「全員一致」の賛成で委員会を通過したが、その賛成意見の中で、審議を踏まえた実質的な意見として石井議員（社会党）が次のように述べていることには注目しておくべきであろう。

「この法案は一見いたしますと、まことに簡単な法案でありますが、しかしつらつら考えますと、民主主義の政治構想において欠くことのできないところの重大なる法案であると考ええるものであります。……検事の起訴権につきましては、何ら制約せられるところがなく、かつて起訴権を政治的に利用するというようなことによりまして、いろいろと司法ファツシヨというような問題も出たことがありますのであります。かようなことを考えてみますと、この検事の起訴権に対するところの一つの民意の介入というものがあることは、日本の民主主義の健全なる発達のために欠くべからざる要点であろうと考えるのであります。」

このような認識を受けてであろうが、本会議における衆議院司法委員会井伊誠一委員長の報告は、冒頭での鈴木國務大臣の提案説明と、明らかに趣を異にしていた。紹介すれば次の通りである。

「わが国の法制によりますれば、公訴の提起は検察官に専属するのですが、国民主権を根本理念といたします日本国憲法の精神に鑑みますと、公訴権の実行という国政につきましても、広く国民の健全な常識

を反映せしめ、国民による国民の公訴でなければならないと考えられるのであります。」(傍点筆者)¹⁷⁾。

すなわち、検審は、「憲法精神の具現化として……厳正に位置づけられていたことがわかる」のであり、検審法は、「いわゆる憲法関連法案の一つでもあった」ということである¹⁸⁾。

さらに重要なこととして、次の3点を指摘しておく必要がある。第1に、政府委員の公式答弁には、法的拘束力を与えていない理由として、一切検審の能力問題は登場していない。第2に、検事正に判断を委ねたのは、起訴・不起訴には、検事正が全責任を負わなければならないからである。そして第3に、それゆえ、検事正は、どこまでもその検審の意見を尊重して起訴、不起訴について善処することを期待していると繰り返し答弁していたことである。

また、その制度理念に対する理解は、運用がはじまってからも、運用当局者によって維持されていたことも忘れてはならない。例えば、当時最高裁刑事局の事務官だった吉益宗信は、「それは、天皇統治の時代とは異なり、主権が国民に在る現代では、一切の国政は、国民みなさんの信託によるものであり、したがって検察事務を行っている検察官も、みなさんから任されてその職務を行っているのだということを、はっきり知ってほしいのです。」¹⁹⁾と述べている。また、最高裁刑事局長だった岸盛一も、異なった表現ではあるが、その意義を次のように述べていた。検察審査会は、『検察の民主化』という大きな政治的意味をもつのである。国が民主化されるためには、なによりも国民が国の政治に深い関心をもつことが必要である。国民が検察事務に関与して、それに民意を反映させるというのがこの制度の大きなねらいであり、この方面からわが国の民主政治の発展ということを考えているのがこの制度の目的である。またこの制度は、将来における『裁判の民主化』の目標であるところの『陪審裁判制度』の採用のための一里塚であるといえよう。『検察の民主化』の制度であるこの検察審査会

と、『裁判の民主化』の制度である陪審裁判と、この二つが相まって、完全な『刑事司法の民主化』が実現されるのである。』²⁰⁾と。

3 制度運用の隘路と改革への道

(I) 運用の実情

しかし、実際に運用がはじまってみれば、本来裁判所からは独立した機能を担っているにもかかわらず、裁判所に付設されており、十分な財政的基盤を確保することも困難であった。広報予算なども絶対的に不足しており²¹⁾、周知度を上げることも容易でなかった。創設から、40年以上を経た1990年時点で行われた調査によっても、名前の周知度でさえ、31.2パーセントでしかなかった²²⁾。

そのような事情の中で、制度廃止論が主張されたこともあったが、1965年ころからは、毎年受理件数が、2000件を超えるようになり、安定期に入ったとも評価されることになった。とはいえ、統計数字が明らかになっている今回の改正法が施行される以前の2008年末までの約60年間で、起訴相当・不起訴不当の議決が行われたのは、17320人で、処理人員の11.3パーセントであり、なおかつ、そのうち検察官が再検討した結果起訴されたのは、1408人であり、8.3パーセントにとどまっている²³⁾。但し、この数字には、1992年及び1993年に4万件以上が申し立てられた政治資金規正法違反事件が含まれており、その関係の事件を除いて計算すれば、起訴相当・不起訴不当の議決が行われたのは、7214人で、処理人員の6.5パーセントであり、検察官の再検討後起訴された人員は、1408人であり、20.6パーセントということになる。

この結果を、「検察審査会の意見を尊重して起訴、不起訴について善処」した数字と評価することは、およそ不可能であろう。そのような中で、ともかくも制度的安定を確保してきたとされる背景には、検審の意義に対す

る強い支持があったからであろう。特に、検察審査員あるいは補充員を経験した国民の制度に対する理解、支持は圧倒的なものがあった。2005年から2007年にかけて審査員を対象として行われたアンケート結果として紹介されているところによれば、選ばれたときには、「あまり気乗りしなかった」あるいは「迷惑に感じた」という感想が67パーセントを占めたが、終了時には、「非常によかった」あるいは「良かった」が、96パーセントに上ったという²⁴⁾。このような傾向は、早くから報告されており²⁵⁾、多くの経験者が広報活動の必要性を感じ、既に1950年には、審査員・補充員の経験者の親睦団体である「検察審査協会」が結成され、1955年には全国組織に発展し、制度普及のための広報活動や制度の改善・改革の提案などを行ってきた²⁶⁾。

とはいえ、その安定について、検審が「それほど有益でもないが、それほど有害でもない制度として定着してしまったかもしれない。本来のねらいというものはもっと幅の大きなものであったかもしれない」(平野龍一・1973年)²⁷⁾といった認識も示されていた。それゆえ、早くからそのような事態を打開することを目指した制度改革への問題提起も断続的に行われてきた。

(2) 検審の能力と制度改革

運用実績が必ずしも活発とはいえない中、改革論議が表面化したのは、主として検審が社会的に関心を呼んだ事件に関わったり、周年記念の年にあたったりした際であった。

その最初の波は、制度発足後数年を経た1950年代の半ばにやってきた。一方で、廃止論までがさやかれる中、他方では、法務大臣の指揮権発動で頓挫し、社会的な耳目を集めた造船疑獄事件の贈賄側に起訴相当の議決を行い、検審自体が社会的関心を集めるといったことがあった。造船疑獄事件は、「政界のスキャンダルに対し、検察審査会が権限を行使した事例

として重要な意味をもつ。アメリカの大陪審も糾問的機能の発揮を期待されるのはまさにこの種の事件においてなのである」と評されてもいる²⁸⁾。もっとも、この事件の起訴相当議決も、結局検察は無視したが、この時点では、直ちに法的拘束力を与えようといった雰囲気はなかった。まず、検審の能力問題に対応する基盤整備を図ろうとする最高裁や日弁連の動きが表面化した。その中心は、審査員の資格引き上げ、任期延長などだった²⁹⁾。そもそも検察官の判断に対する審査を「くじで選ばれた国民」に委ねることへの批判に答えることが制度普及へつながるのではとの認識からであり、法的拘束力を与えることには、時期尚早との認識が一般的であった。

小野清一郎も、「くじで選定した審査員によって果たして適正な判断ができるかどうか」と疑問を投げかけていたが、それは、検審の議決に拘束力を与える前提条件と考えての批判であった。すなわち、「検察審査会の権威を信ずるならば、その議決により不起訴処分を不当とし、事件を裁判所の審判に任ずべきものとしたときは、それによって公訴の提起があったものとしなければならない。再考すべき立法である。」と³⁰⁾。

しかし、制度発足から10年を経て、起訴相当議決の起訴率が、20%以下に止まっていた状態は、明らかに立法当時の政府当局者の説明とは異なっており、資格云々以前の問題との受け止め方があっても不思議ではない。1958年4月に、全国検察審査会事務局一同の名前で関係当局に対して、「起訴相当の議決にある種の法的効力をあたえるものとする」という強い要望が出されることになったのも理由があったというべきであろう³¹⁾。

(3) 社会的関心の高まりと制度改革

第2の波ともいえるべき検審自体やその改革への関心の高まりは、発足15年目を迎えた1963年頃から20年目を迎えた1968年頃まで続いたといっていよいであろう。この頃には、次々と社会的関心を集めた公共性の高い事件が、検審に持ち込まれることになった。

例えば、専売公社の総務理事が、65年7月に行われた参議院選挙に立候補し、公社ぐるみで地位を利用し、公社関係者やたばこ小売業関係者に投票等を依頼したとする公職選挙法違反事件について、検察官は、一部嫌疑不十分、その他も起訴猶予相当ということで不起訴とした。これに対して検審は、「本件のごとき公益に重大な影響があると考えられる事案については、検察官の判断のみではなく、公訴提起により公正な法の判断を仰ぐべきである」として起訴相当の議決をした。結局検察官は、不起訴を維持したが、「この事件は各新聞に大きく取り上げられ、検察審査会制度は一躍脚光を浴びた感があつた」とも評されている³²⁾。

翌66年3月には、対立派と任期を2分する約束をし、その保証に1000万円を用意したという大月市長選での公職選挙法違反事件について、検察が嫌疑不十分で不起訴にしたが、検審は、起訴相当と不起訴不当の議決（一部不起訴相当）を行っている。また、同じ66年10月には、九州地方建設局の局長及び総務部長が、正規の手続によらず物資多数を市価より高い価格で購入した背任事件について、検察が嫌疑不十分で不起訴にした事件を起訴相当とした。しかし、いずれも検察は不起訴を維持した。

さらに、起訴相当ではなく、不起訴不当の議決ではあつたが、現職法務大臣の法定外文書「茶会はがき」配布による公職選挙法違反事件や新潟県知事の与党県議会議員42名への各20万円ずつの中元名目の現金交付による公職選挙法違反などでの不起訴処分（嫌疑不十分）につき同じ67年7月に不起訴不当議決が行われ話題になった。いずれも検察の不起訴維持で終了したが、特に後者には、「各方面から強い不満が表明された」ともいわれる³³⁾。

このような事態を受けて、検察官の不起訴維持に多くの批判が向けられた。例えば、植松正は「検察官は裁判所とはちがうものなのであるから、そんなに石橋を叩いて渡る必要はない。もっと起訴して裁判所の判断にまかせるといふ態度をとる方がよい」と³⁴⁾。また、我妻栄も「裁判所の判断

を仰ごうという態度もあっていい……審査会が起訴すべきだといったら、検察の面子なんていわないで起訴したらどうか」と³⁵⁾。さらに、大陪審の役割に依拠しながら、「民衆参加の眼目とするところは、公権力による非違への対抗にあることに注意しなければならない」との理解も示されることになった³⁶⁾。

そして、検察批判にとどまらず、判例タイムズ200号(67年2月)は、「検察審査会に起訴権を」と題する巻頭言を掲載することになった。「近ごろ、いくつかの著名なケースについて、検察審査会が起訴相当の議決をしたにもかかわらず、検察庁は、やはり公訴の提起をしないという事態がおきた」ことに疑問を提起し、「起訴相当の議決をすれば、裁判にかけるのが自然ではないか」とし、まず「起訴勧告」を行い、それでも不起訴の場合に「起訴の議決」を行うという二段階の審査によって拘束力を認めることを提案し、「刑事裁判自体についても、将来の課題として、陪審か参審か、なんらかの形における市民の関与を真剣に考慮せざるを得ない時期が、やがてくると思う。／検察審査会に起訴権を認めることは、大きな方向に即しての賢明な一歩ではあるまいか」と結んだ。「検察審査会の議決には、市民の常識、素人の正義感がこもっている。著名な事例の場合に、このことは何びとの目にも明らかであった」というのが理由であり、同時に、起訴議決のあった場合には、付審判請求手続で付審判の決定があった場合と同様に、「弁護士のなかから公訴維持にあたる者を指定する」ことを提案していた³⁷⁾。

また、「審査会が一種の陪審である以上、民主政体のもとではこれを尊重しこれに拘束されるのは当然のことだというべきではなかろうか。そのためことさら拘束力を法的に宣言しなかったにすぎない」といった理解も示された³⁸⁾。

他方で、このような主張の前後には、相変わらず、検審の審査能力に問題があるとして拘束力の付与には消極的な意見が存在した³⁹⁾のはもちろん、

拘束力を認めるとしても、「起訴猶予の場合に限定すべきである」との主張が出はじめていた。政策判断であり、「国民が起訴を強く望んでいるというのであれば」変更を認める余地があるというのである⁴⁰⁾。

(4) 「停滞的」運用と制度改革

第3の波は、制度発足25周年を迎えた1973年から30周年の1978年頃にやってきた。毎年ほぼ2000件の受理件数があり、起訴相当議決は必ずしも増加していないものの不起訴不当議決は、ほぼ100件を超えており、両議決合わせての起訴率も、25%から30%を超えたこともあり、「きわめて安定している」との評価もありえた⁴¹⁾。しかし、他方でこの「安定」は、発足時の経緯からすれば、いわば低位安定であり、むしろそれは『『停滞』とみえなくもない』とも評された⁴²⁾。

そして、「昨今の『停滞状況』を抜け出し、制度を一步でも飛躍させるには、現時点では多角的な改正論議を展開すべきであると思う」という認識を生むことになっていた。その理由は、次のように述べられていた。広報活動や運用面の改善・充実によって制度の発展を望むには限界があることは、「過去三〇年間の制度の経緯が如実に教えるところでもある」⁴³⁾と。もともと、その前提となっている検審をめぐる理論状況についての本格的な総括は、前述の第2の波までの議論を対象に行ったものだった⁴⁴⁾。

そのポイントは、主に4点あったといつてよいであろう。第1は、検審の意義について、大陪審に近似するものとして創設されたものの、当初は、あくまでも「検察権の行使に国民を参与させることであり、裁量の行使を適正にチェックすることが中心目的ではなかった」が、「二十年余を経た今日では、いくらか質的な変遷をもたらしつつある」として、運用実績から次のように論定している⁴⁵⁾。すなわち、「公選法違反・瀆職罪の審査件数が目立つが、このような政治的・公共的な公務員犯罪の摘発こそ、まさに審査会のひとつの大きな意義があった」とし、その理由を「これらの事

件は、ともすれば、政治的圧力に屈したのではないか、政治的配慮をしたのではないかという疑いを世間にもたらしやすい」からだというのである⁴⁶⁾。

第2は、検審の「起訴相当」「不起訴不当」の検察官による起訴率が、20%に満たないことは、「期待に反するものといわざるを得まい」とし、第1の点とも関連して、「ことに政界事件では審査会の結論に従って起訴した例はほとんどない」ことを問題視する。もはや、「検察の自制に任せただけでは飛躍的な展開は望み難い」ということであり⁴⁷⁾、法的拘束力を認める必要があるということである。

第3は、検審の本来的機能についてである。すなわち、「起訴猶予」裁量についてのコントロールなのか、「嫌疑なし」「証拠不十分」を対象にするべきなのかということである。通説的理解は前者であり、それは、後者の判断には、法律的素養ないし法技術が必要であり、素人より検察官の判断を重視すべきだが、起訴猶予処分が検察官の政策的判断であり、国民感情、国民の良識が、その政策的判断を批判するのは許されると考えられてきたということであろうとの理解のもとに、「制度の本旨を洞察すれば逆ではないかと思われる」としている⁴⁸⁾。その理由は、素人の判断能力の理解を前提とするにしても、「国民の多くが疑惑をすてきれない事件については、国民はどの程度の証拠が存在するかを知る権利がある。検察官の収集した証拠を法廷に提出して、裁判所の公正な判断にゆだねるべきである」ということであり⁴⁹⁾、最終的に「検察審査会ないし国民が責任を負う」問題だとする⁵⁰⁾。しかし、そのことと公訴官が検察官であることには違和感があり、「本来の制度の意図するところではなかつただろう」としている。これに対して、起訴猶予処分は、特別予防的配慮が入り、その「内容の複雑性」から、検審による審査可能性に問題があるというのである⁵¹⁾。かといって、起訴猶予処分を対象とすべきではないということではなく、起訴猶予処分に主眼があるということへの批判であり、「徐々に

ことさら区分して論ずる必要はなくなっていく」ということである⁵²⁾。

そして、第4に、以上のような認識を前提として、次のような改正内容が提案されている。①起訴相当・不起訴相当の議決に対して、検察官が起訴しない場合に、②あらためて検審が従前の議決と同様の議決をした場合、③弁護士の中から検察官役を選任する、というのである。但し、「審査員の数・任期・資格等細部にわたって詳密な再検討が要請される」としていた⁵³⁾。

以上のような状況の中で、日本弁護士連合会は、検審発足25周年を機に、73年度と74年度の2年間にわたった調査研究の成果をまとめ、1976年に、『検察審査会法の改正案—その充実・強化を旨として』を公表した。運用の現状と議論状況についての調査研究の結論は、「より一層の発展をめざすとするならば、法的拘束力を付与するという方向での改善を検討すべき時期に到達した」⁵⁴⁾とした。その改正案の拘束力に関わる内容は、次の通りであった。①検審が、起訴相当あるは不起訴不当の議決をした場合には、検察官は、原則として3ヶ月以内に従来の不起訴処分を維持するかどうかの結論を出さなければならず、不起訴処分を維持する場合には、検審に対して理由を開示する義務を負う。②不起訴処分の理由が開示されたのに対し、検審が承服しがたいとして、特別議決要件の下で（後述参照）再び起訴相当の議決を行った場合には、検察官は、その再議決に拘束され、公訴を提起しなければならない。

その他の主な改正点として、審査員の任期を6ヶ月から1年に延長するとともに、構成員を増員し、定員制と補充員制を廃止し定足数制を採用する。この定足数制の採用が議決要件の変更に関わっている。具体的には、構成員を15名、定足数を11名とし、起訴相当・不起訴不当の議決には、3分の2以上（少なくとも8名以上）の賛成を必要とする。そして、再議決は、構成員の3分の2以上（少なくとも10名以上）とした。また、この改正案は、対象とすべき処分を起訴猶予処分に限定すべきではなく、む

しろ「嫌疑なし」「嫌疑不十分」についての議決にこそ拘束力を認めるべき意義があるという立場をとり、公益犯罪類型に限定するという立場もとらないことを明らかにしていた⁵⁵⁾。

むすびにかえて

制度発足30年前後に、拘束力の付与を中心に制度改革への機運が盛り上がったことは間違いない。しかし、他方で、法務省関係者からは、「筆者の考えでは、議決に対する拘束力の付与、あるいは、従来からしばしば主張されている審査員の資格の制限等の改正論は、とうてい現実的とは思われず、検察審査会の近い将来の在り方としては、本制度を国民に一層周知徹底させるとともに運用面において充実強化を図ることであると思われる」といった意見も述べられていた⁵⁶⁾。そのような状況で、30周年を過ぎてからは、受理件数が2000件どころか1500件を下回ることが通常となり、制度改革への目立った動きも見られず50周年を迎えることになった(1998年)。その50周年を記念して最高裁判所事務総局刑事局が監修・発行した『検察審査会五〇年史』に「検察審査会と日弁連」と題する一文を寄せた鬼迫明夫日本弁護士連合会会長は、「起訴相当の議決に拘束力を認めない現行制度は、残念ながら検察審査会に参加した者の意欲をそぐ効果を招来し、国民の司法参加の制度の発展を阻害していると言わざるを得ない」とし、「二一世紀に向け、我が国司法も、もっと国民の常識的な判断に信頼をおいた制度へ脱皮していくべきときなのではないか」と述べていた。

その翌1999年、司法制度改革審議会が発足し、司法制度全般についての改革が課題化することになって、その一環として検審の改革も現実化することになった。司法制度改革審議会は、2年後の2001年6月に公表した意見書で、「検察審査会の制度は、まさに公訴権の実行に関し民意を反

映させてその適正を図るために設けられたものであり（検察審査員は選挙権者の中から抽選により選定される。）、国民の司法参加の制度の一つとして重要な意義を有しており、実際にも、これまで、種々の問題点を指摘されながらも、相当の機能を果たしてきた。このような検察審査会制度の機能を更に拡充すべく、被疑者に対する適正手続の保障にも留意しつつ、検察審査会の組織、権限、手続の在り方や起訴、訴訟追行の主体等について十分な検討を行った上で、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度を導入すべきである」として、改革の方向性を明確にした。この意見書を受けて、2004年に改正法が成立し、2009年5月21日、裁判員制度のスタートと同時に施行されることになった。

2度目の起訴相当議決に拘束力を与えることにした今回の改革の内容は、前述してきた改革提案を基本的に踏まえたものになっていた。その成立までの経緯についての検討は、他日を期さざるを得ないが、今回の改革の意義を前述してきた歴史的経緯との関係で、整理しておくならば、少なくとも次の4点を指摘しておくことが可能であろう。

まず第1に指摘しておくべきは、今回の拘束力の付与が、起訴陪審という形をとらなかったにせよ、そもそも制度の立案、立法時点からほぼ一貫して議論されてきた課題の実現であったということを看過してはならないということである。

しかも、第2に、その実現に消極的な立場から必ずといってよいほど主張されてきた、いわば「素人」の能力問題は、もはや改革過程では、障碍になることはなかった。

そのこともあって、第3に、対象となる処分についても、起訴猶予に限定するというにはならなかった。

さらに第4に、対象事件を限定することもしていない。

以上のようなこの改革は、これまでほぼ完全に検察官に独占されてきた起訴権限を明らかに限定するものである。そして、それは、単に例外とし

て扱われるべきものではなく、本来国民に帰属する権限の復活であり、強大な検察権限によって歪められていた刑事司法手続の適正化への第一歩とも位置づけるべきものである。強大な検察権限によって演出されてきた有罪推定の打破、蔑ろにされてきた裁判所の復権、公正な裁判のための無罪推定の鉄則の実現、任意処分を原則とした刑事手続による人権の尊重。いずれも、21世紀の刑事司法の目指すべき重要課題である。

2010年に入って、改正後の新制度が早速動きはじめている。1月27日に、神戸第2検察審査会が「明石歩道橋事件」について「起訴議決」を行った。3月26日にも、神戸第1検察審査会が、「JR西日本福知山線事件」について、やはり「起訴議決」を行った。

さらには、4月21日に、東京第4検察審査会が、鳩山首相の政治資金規正法違反事件について、「不起訴相当」を議決し、4月27日には、同じく政治資金規正法違反事件について、東京第5検察審査会が、小沢一郎民主党幹事長に対する1度目の「起訴相当」議決を行い、9月14日には、同じ東京第5検察審査会が、小沢氏に対して、再度起訴相当として、「起訴議決」を行った。

その議決は、「検察審査会の制度は、有罪の可能性があるので、検察官だけの判断で有罪になる高度の見込みがないと思って起訴しないのは不当であり、国民は裁判所によって本当に無罪なのかそれとも有罪なのかを判断してもらう権利があるという考えに基づくものである。そして、嫌疑不十分として検察官が起訴を躊躇した場合に、いわば国民の責任において、公正な刑事裁判の法廷で黒白をつけようとする制度であると考えられる。」と結んでいる。

刑事司法の新たな時代の幕開けを予感させる内容であり、今後の検審の運用に注目していく必要があろう。

註

- 1) 以下、特に断らない限り、検察審査会法の条文を示している。また、「旧」は、2009年5月に施行された改正以前の条文を示している。
- 2) 現行法に移行する以前の旧刑事訴訟法も、現行247条と同様、「公訴ハ検事之ヲ行フ」(278条)と規定し、同時に、現行248条にあたる、広範な要件の下に「公訴ヲ提起セサルコトヲ得」(279条)とする起訴便宜主義も規定していた。但し、起訴便宜主義は、旧法が「犯罪の輕重」を要件としていなかったため、現行法よりさらに広い裁量権を検察官に与えていたといつてよいであろう。
- 3) 検察官による起訴独占については、旧刑事訴訟法の制定過程で既に批判があり、大陪審をはじめ、国民の意見を聴くといった方策を講じるべきだという意見があったことはじめ、その他の検察改革の動きも紹介されている(三井誠『刑事手続法Ⅱ』36-37、41-42頁(有斐閣・2003年))。また、松尾浩也「検察審査会における日本的なもの」法曹時報25巻12号1頁以下(1973年)(後に、『刑事訴訟法講演集』379頁以下(有斐閣・2004年)に収録)参照。
- 4) 利谷信義「戦後改革と国民の司法参加」東京大学社会科学研究所編『戦後改革4』107頁参照(東京大学出版会・1975年)。
- 5) 小田中聰樹・「刑事裁判制度の改革」前掲『戦後改革4』186、187、188、195、208、210頁等参照。
- 6) 出口雄一「検察審査会法制定の経緯—GHQにおける議論を中心に」法律のひろば62巻6号12頁以下(2009年)は、GHQ内部にも意見の対立があったことを指摘している。同「検察審査会法制定の経緯」法社会学72号153頁以下(2010年)も、ほぼ同旨。なお、同様の見方は、既に、利谷・前掲「戦後改革と国民の司法参加」『戦後改革4』153頁、小田中聰樹「『検察の民主化』と検察審査会」法律時報50巻9号17頁(78年)によっても示されていた。
- 7) 出口・前掲法律のひろば62巻6号16頁。
- 8) 出口・前掲法律のひろば62巻6号16頁。

- 9) 出口・前掲法律のひろば62巻6号16頁。
- 10) 出口・前掲法律のひろば62巻6号17頁。
- 11) 当時この折衝に当たった佐藤藤佐法務庁行政局長官が、昭和24年1月に最高裁判所で開催された会同行った講演（最高裁判所事務総局刑事局監修『検察審査会50年史』165頁（法曹会・1998年）。検事公選制については、検察官適格審査会という形で具体化した。
- 12) 佐藤・前掲『検察審査会50年史』163、165頁。
- 13) 衆議院司法委員会では、3月30日、7月4日の2日間、参議院司法委員会では、3月31日、4月1日、4月2日の3日間であった。
- 14) 衆議院会議録情報第002回国会司法委員会第6号（昭和23年3月27日）
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/002/1340/00203271340006c.html>。
前掲の昭和24年1月に行われた佐藤長官の講演においては、「新憲法が施行せられまして、主権が国民の上にあるという新しい制度の趣旨に照らしまして、検察権の行使に当たって、殊に起訴、不起訴の決定に当たっては、民意を反映せしめなければならぬ」とは述べていた。前掲『検察審査会50年史』166頁。なお、議事録の引用にあたっては、明らかな誤字、脱字と判断できる場合には修・訂正した。但し、不適切と思われる表現は、記録でありそのまま使用することにした。
- 15) 衆議院会議録情報第002回国会本会議第8号（昭和23年3月30日）。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/002/1340/00203301340008c.html>。
- 16) 以下の衆議院司法委員会での審議内容は、いずれも、衆議院会議録情報第002回国会本会議第50号（昭和23年7月4日）。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/002/1340/00207041340050c.html>。
- 17) 衆議院会議録情報第002回国会本会議第79号（昭和23年7月5日）
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/002/0512/00207050512079c.html>。
- 18) 三井・前掲『刑事手続法Ⅱ』41頁。
- 19) 「検査審査会について―検察官の友」時の法令114号23頁（1953年）。
- 20) 「検察官の友―検察審査会の話」ジュリスト48号16頁（1953年）。
- 21) 全司法検審問題研究会「検察審査会の現状と課題」法と民主主義1978年9月号31頁以下参照。
- 22) 前掲『検察審査会五〇年史』146頁。

- 23) 最高裁判所事務総局刑事局「平成 20 年における刑事事件の概況（上）」
法費時報 62 巻 2 号 200、203 頁参照。
- 24) 渡辺高「もう一つの国民の刑事司法参加」立法と調査 2009 年 12 月号 22
頁注 19。
- 25) 例えば、利谷信義「検察審査会と国民の法意識」『日本の裁判』231 頁以
下（日本評論社・1968 年）に詳しい。また、前掲『検察審査会五〇年史』
240 頁以下にも、「検察審査員等経験者の感想文」が紹介されている。
- 26) 「第四 検察審査協会について」最高裁判所事務総局『検察審査会沿革
誌』59 頁以下（1968 年）、木村嘉則（全国検察審査協会連合会会長）「祝
辞」・前掲『検察審査会五〇年史』所収参照。
- 27) 「〈座談会〉検察審査会制度をめぐって」ジュリスト 544 号（1973 年）85
頁の発言。
- 28) 松尾浩也「検察審査会」ジュリスト 361 号（1967 年）185 頁。
- 29) その経緯と内容については、日弁連関係者のみならず、最高裁、最高検、
審査会事務局関係者、審査員経験者が出席している「〈座談会〉検察審査会
制度を究明する」自由と正義 8 巻 3 号 30 頁以下（1957 年）、松尾・前掲「検
察審査会」ジュリスト 361 号 185 頁参照。また、前掲『検察審査会五〇年
史』73 頁以下は、1956 年と 1958 年の 2 回にわたり法改正について法務省と
協議を重ねたが、運用面の充実を期すことが重要ということになったという。
- 30) 『刑事訴訟法概論』236 頁（法文社・1954 年）。
- 31) 三井誠「検察審査会制度の現状と課題」法律時報 50 巻 9 号 10 頁（1978
年）参照。前掲『検察審査会五〇年史』61 頁以下参照。
- 32) 以上については、前掲『検察審査会五〇年史』83 頁以下。
- 33) 前掲『検察審査会五〇年史』87 頁。
- 34) 「検察のお目付役」時の法令 570 号（66 年 5 月 2 日号）13 頁。
- 35) 「ジュリストの目」ジュリスト 356 号（1966. 10. 15）23 頁。
- 36) 松尾浩也「公訴権の行使と民衆参加」『犯罪と刑罰（下）』184 頁（1968
年）。
- 37) この後、戸田弘「訴追と市民の関与」判例タイムズ 222 号 1 頁（1968
年）も、同様の主張をしていた。なお、弁護士を指定するとする提案は、既
に、平場安治「検察官」『講座現代法 6 巻』263 頁（1966 年）で行われていた。

- 38) 田宮裕「公訴権の運用と検察審査会」判例タイムズ222号11頁(68年)。
- 39) 例えば、柏木千秋「検察審査会制度の諸問題」判例タイムズ201号232頁(1967年)。
- 40) 平場・前掲「検察官」『講座現代法6巻』263頁(1966年)。小林充「検察審査会制度」判例タイムズ201号235頁(1967年)も、同様の主張をしている。
- 41) 三井誠「検察審査会制度の現状と課題」法律時報50巻9号12頁(78年)。なお、岩瀬徹「検察審査会制度の現状と問題点」法律のひろば31巻8号16頁も、1972年時点で、それまでの数年の運用状況を「極めて安定した状況にある」と評価していた。
- 42) 三井・前掲法律時報50巻9号12頁。
- 43) 三井・前掲法律時報50巻9号14頁。
- 44) 三井誠「検察官の起訴猶予裁量(一)―その訴訟法的小および比較法制的考察」神戸法学雑誌21巻1・2号40頁以下(1971年)。
- 45) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号46頁。
- 46) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号50頁。
- 47) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号55頁。
- 48) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号59頁。
- 49) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号59頁。
- 50) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号60頁。
- 51) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号60頁。
- 52) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号61頁。
- 53) 三井・前掲神戸法学雑誌21巻1・2号65頁。しかし、三井・前掲法律時報50巻9号14頁では、「わたくしは選考方法を再考する余地はあるが資格はほぼ現在どおりでよいと考えている」としていた。
- 54) 藤本正「検察審査会の制度的改正と日弁連意見書」法律時報50巻9号50頁。
- 55) 藤本・前掲法律時報50巻9号52頁。
- 56) 馬場義宣「検察審査会について」法律時報50巻9号47頁。